

## 組合の成立ち及び施工保証の経緯

### 【組合の成立ち】

新潟県外壁補修工事業協同組合の前身は、新潟県防水工事業協同組合の組織の中にあった。

建築物の長寿命化を図るには、屋上だけでなく、外壁も併せてトータルで防水することが重要であるとして、昭和63年に防水組合の中に「外壁防水専門部会」を発会した。

また、目的とする施工品質を確保するには、防水的な考え方だけでなく、下地処理に当たっては、左官の知識が必要であり、また、仕上げでは、塗装の知識も必要であるとして、検討を重ねてきた。

平成64年には、外壁タイル仕上げの剥落事故に関する大きな社会問題が噴出するなど、一気に外壁仕上げに関する関心が高まり、平成元年に、左官系と塗装系の組合員を強化・増員し、別組織として「新潟県外壁補修工事業協同組合」を立ち上げた。

### 【材料の変革】

当初は、外壁塗膜防水材として、JIS A 6021を推奨していたが、主剤そのものに防水性が無く伸びの性能も劣るが、より安価で汎用的であるとして、JIS A 6910（伸長型複層仕上塗材）を加え、営業を行っていた。

平成7年のJIS規格の全面改正により、JIS A 6910が廃止され、JIS A 6909として、建築用仕上げ塗り材とした大くくりの中に組み込まれ、また、名称も伸長型（名称が残っている製品もある）でなく、防水型複層仕上塗材と改名された。

### 【施工保証経緯】

平成9年から県の「特記仕様書」に掲載して頂くよう運動を開始し、平成10年から、県と具体的な協議が始まった。

県からは、①品質の確保のため、組合の検査体制を確立すること②工事管理体制を強化すること③施工保証書を提出することの条件が出された。

これを受けて、組合選任検査員による検査や、チェックリストの作成、そして、施工保証書の発行を行うこととした。

この保証期間に対応するため、組合員及び検査員は、真剣かつ厳格に施工を実施してきた結果、これが幸を成し、組合員の技術レベルの向上につながった。

なお、施工保証期間については、組合の規則で①JISA 6021の外壁用塗膜防水材については10年②防水型複層仕上塗材Eについては5年と規定されている。